



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は  
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

## ～ 注文していないのに届いた商品? ～

### 【事例】

ある日突然「以前に注文いただいた商品が生産できたので発送します」と電話があった。

「頼んでいない」と伝えると、長時間にわたって「足の痛みが取れる」、「認知症に効く」と一方的に話を聞かされた。

再度「要らない」と断ると「注文したと言え!」と電話口で怒鳴られた。恐ろしくなって電話を切ったが、万一、訪問されたらと思うと恐怖で体が震える。

### 【ひとことアドバイス】

- ◇高齢者や一人暮らしの人を狙って電話をかけ「勧誘を断わって訪問されたら怖い」と思わせて購入させるものです。
- ◇「注文を受けた時の録音があるので訴えてやる」と言い掛かりをつけるケースもありますが、実際に業者が訪問したり、訴えたりすることはありません。
- ◇「結構です」や「よろしいです」といった言葉は、業者に購入を了承したと受け取られる場合がありますので「要らない」ときっぱり伝えましょう。
- ◇万一、商品が送られてきた場合は宅配業者に持ち帰ってもらいましょう。その際、業者名や住所などの連絡先を控えておきましょう。
- ◇被害には至っていませんが、但馬内でも同様の勧誘電話が多く見られます。